

(陳受28第22号)

地方議員による政党機関紙の役所庁舎等における販売の自粛を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年4月27日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

全国的に、特に日本共産党の地方議員による役所庁舎内における行政職を対象にした政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘及び販売行為が常態化しております。

議員と行政職との立場関係からして、企業でいうなら役員が社員に物品販売をしているのと同義であり、相当に断りがたく、パワハラ行為そのものとみなされてしかるべくものであります。

この指摘をすると、決まって言論の自由への弾圧だとの反論が来ますが、そのような論点そらしを防止する観点からもあらかじめ申し上げます。決して、特定の政党もしくは党派の機関紙または思想を否定しているわけではなく、役所庁舎内で議員が行政職に政党機関紙の勧誘もしくは販売を行うことを懸念しているのです。

誤解されがちですが、陳情者も含め、本件を問題視している多くの者は、むしろ、かつて日本共産党の支持者だった家庭に生まれ育ち、実家には同党のポスターが常時掲載された時期があり、一般紙とともに日刊で赤旗を購読する境遇にあった者たちです。

そして、今でも赤旗の題材、文章及び構成の美しさを尊敬しております。一般紙の偏向報道ぶり、文章のひどさ（乱れた日本語）、構成のグロテスクさ、記事の歩どまりの著しい低さ（ゴシップ率の相当な高さ）、または白抜き極太ゴシック体によるわいせつ語句連発、青少年の健全なる育成を破壊する甚だ不健全な半裸もしくは全裸その他肢体もしくは特定部位強調のグラビア炸裂を随伴した雑誌広告等に対し、赤旗には一切これらがなく歩どまりも極めて高いのです。（美しい日本語並びにゴシップ及びグロテスク皆無の高純度の記事）唯一絶対の活字メディアの真骨頂です。

かつて、当該ポスターの議員の顔写真の部分のみならず、実家にも吐瀉、排せつ及び落書きをされ、あるいは差別的な誹謗中傷の文書の投函をされてもなお、当該掲示を意地でも継続していた過去がございますし、今でも赤旗の記事そのものを応援しております。

だからこそ、敷地内に汚物や呪いの文書を投げ込まれていてもなお支持を継続させるくらいの魅力があった、あのころの正攻法に戻っていただきたいのです。ドーピングもしくはフライング隠しでタイムを競い、またはつまらぬ反則負けになってしまうのは意味がないのです。今後の選挙にも影響します。せつかくのすぐれた活字メディアの最高峰なのだから、あまねく層に対して、個人的に、正々堂々と乱場で勧誘及び販売すればよいのです。

以上の趣旨から、下記事項の実現へ向け、お取り計らい願います。

記

1 上記の理由を踏まえ、議員による政党機関紙の役所庁舎等における行政職への勧誘

及び販売行為を禁止すること。

2 全国に波及させるべく各政党に対しても、同様の働きかけをすること。